

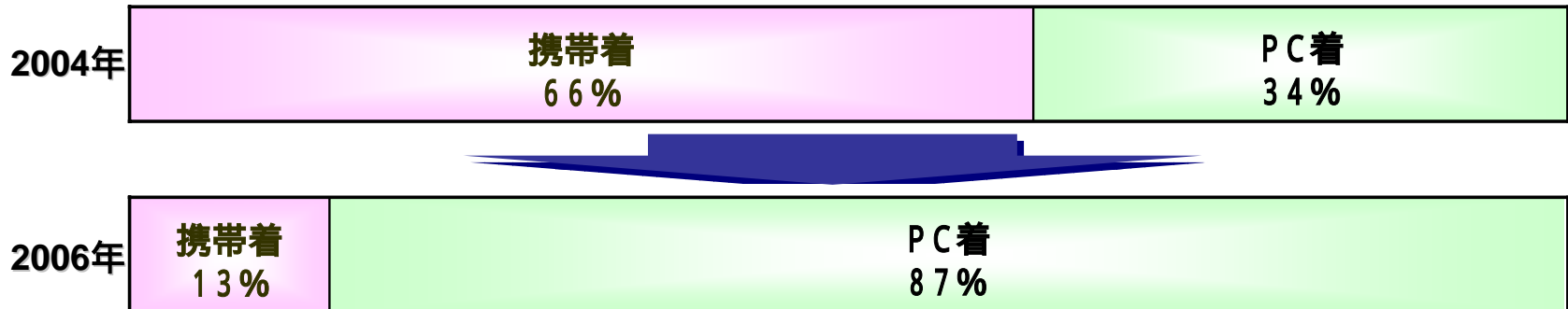
2007年5月28日

総務省における 迷惑メール対策

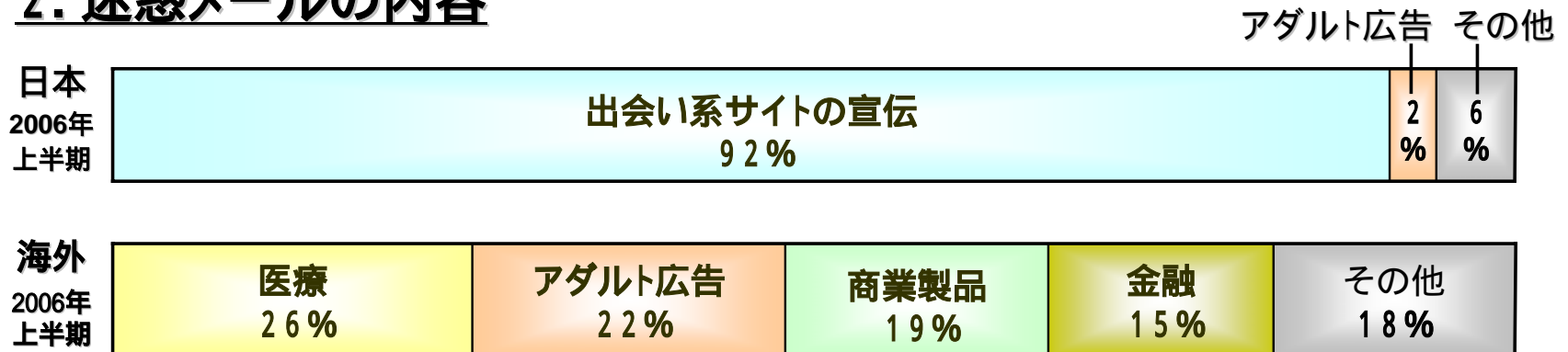
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政課
課長補佐 平松寛代

我が国における迷惑メールの現状

1. 受信端末



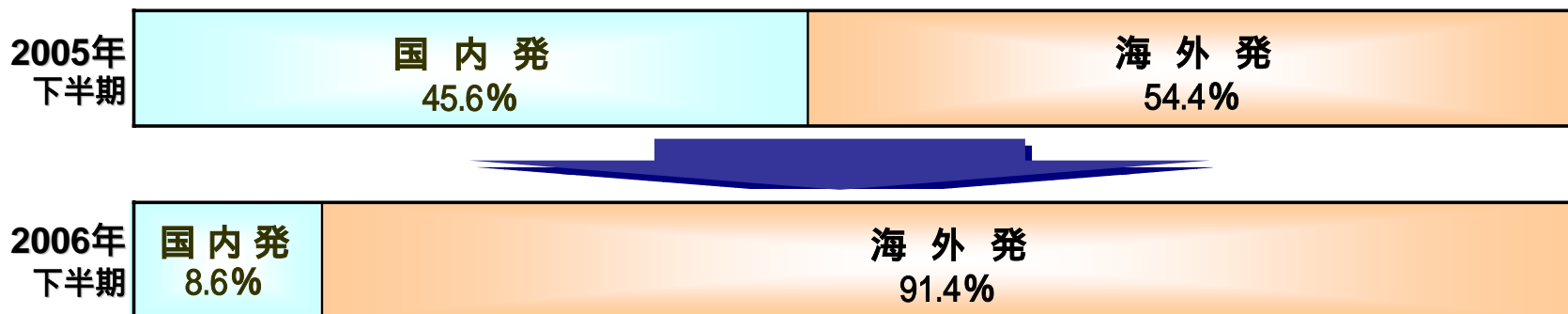
2. 迷惑メールの内容



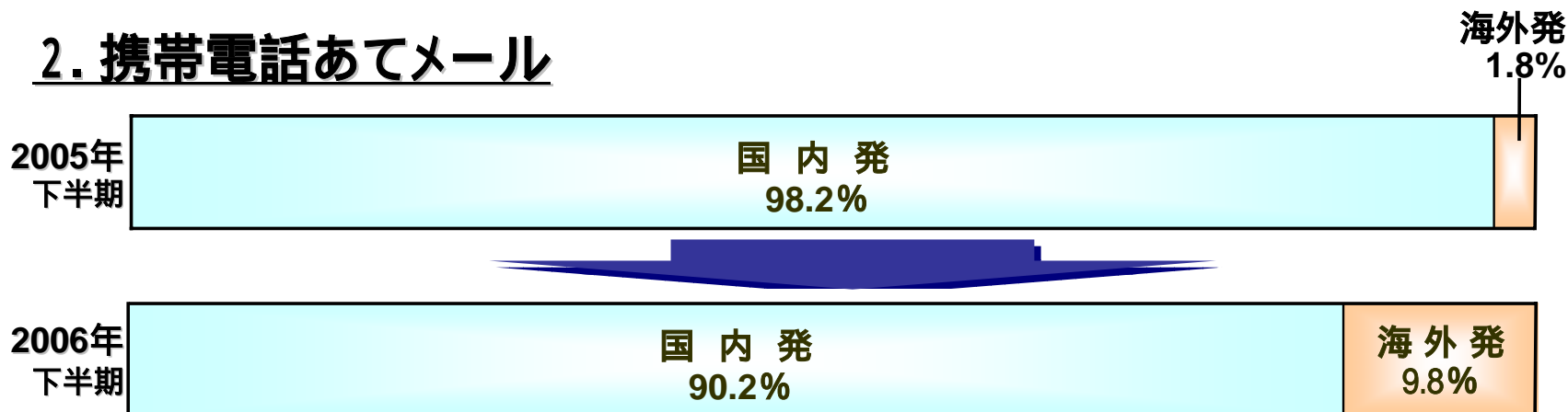
注) 2004年～2006年に迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会内)に寄せられた違反情報提供を分析したもの(サンプル調査)及びシマンテック社インターネットセキュリティレポート(2006年1月～6月の傾向)より

我が国における迷惑メールの現状

1. PCあてメール



2. 携帯電話あてメール



注) 2005年7月～2006年12月に迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会内)に設置したモニター機に着信した迷惑メールを分析したもの

総務省による迷惑メール対策の5つのポイント

1. 政府による法執行
2. 電気通信事業者による自主規制
3. 技術的解決策
4. 利用者啓発
5. 国際協調

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（迷惑メール法）の概要 （H14.7.1施行、H17.11.1改正）

表示義務

特定電子メール（受信者の同意を得ずに送信される広告宣伝メール）の送信にあたり、送信者に次の事項の表示を義務づけ（第3条）

- 特定電子メールである旨（「未承諾広告」）
 - 送信者の氏名又は名称
 - 送信者の住所、電話番号
 - 受信拒否の通知をすることができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス
- <違反者には総務大臣の措置（是正）命令>

拒否者への再送信禁止

受信拒否の通知をした者に対する特定電子メールの再送信を禁止（第4条）
<違反者には総務大臣の措置（是正）命令>

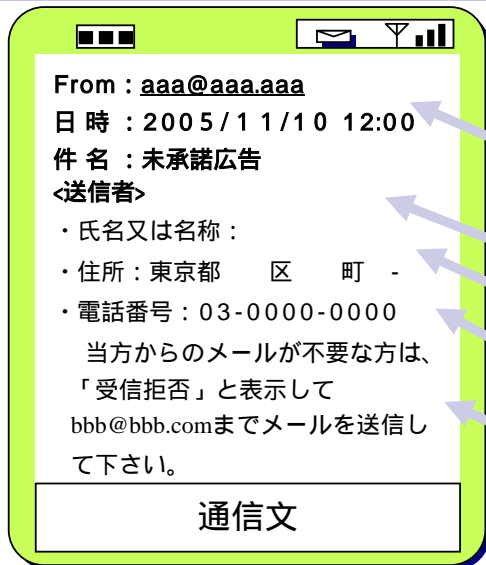
送信者情報を偽った送信の禁止

電子メールアドレス等の送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信することを禁止（第6条）
<違反者には刑事罰（懲役1年以下又は100万円以下の罰金）>

その他

- 自動生成プログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てて、電子メールを送信することを禁止（第5条）
- 電気通信事業者は、一時に多数の電子メールが送信された場合等、必要な範囲内において、その電気通信役務の提供を拒むことができる（第11条）

携帯電話の場合の表示（例）

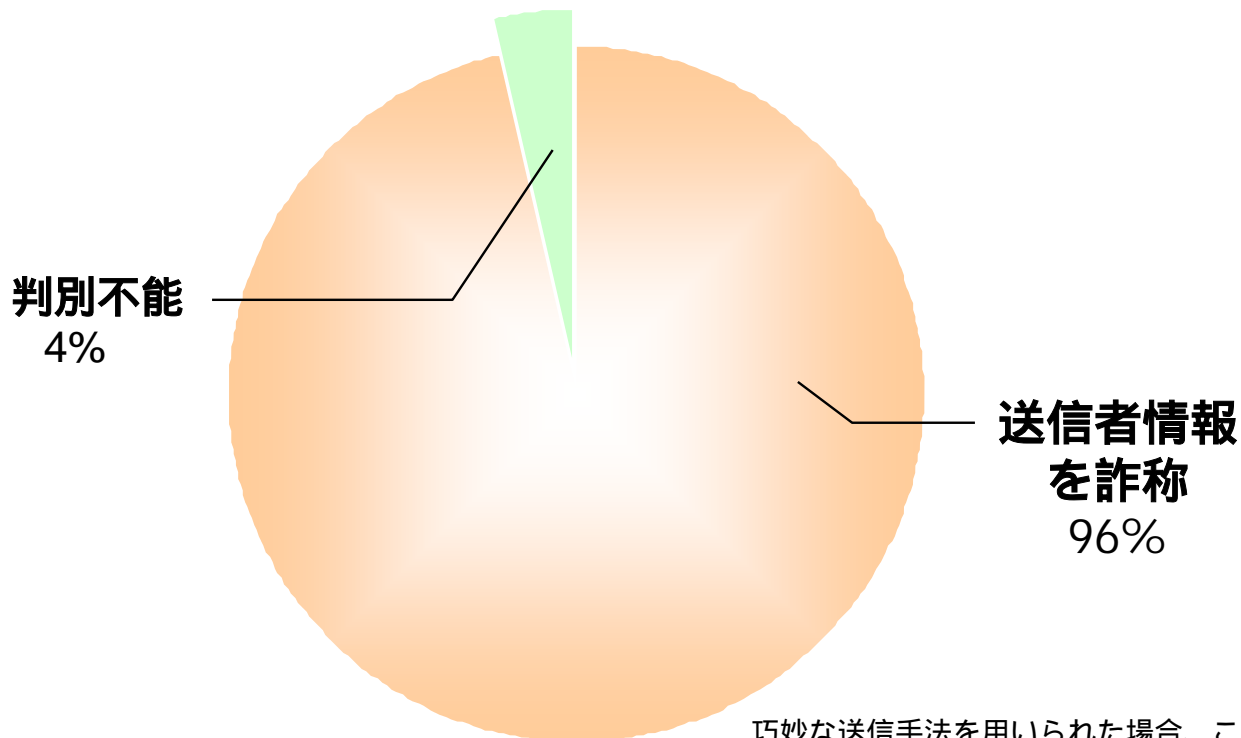


送信者情報（送信に用いた電子メールアドレス等）を偽った送信は禁止！

表示事項	表示場所
未承諾広告	特定電子メールの表題部の最前部
特定電子メールの送信者の氏名又は名称	特定電子メールの通信文より前
特定電子メールの送信者の住所・電話番号	任意の場所
電子メールで受信拒否の通知ができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス	特定電子メールの通信文より前 4

送信者情報を偽った迷惑メールの割合

2005年11月～12月に（財）日本データ通信協会に設置したモニター機に受信した迷惑メール（4,117件）を調査した結果、少なくとも96%が明らかに送信者情報を偽って送信されていた。



巧妙な送信手法を用いられた場合、この中にも送信者情報を偽ったものが存在する可能性はあり。

平成17年「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の改正 (平成17年11月1日施行)

◆ 悪質な迷惑メール送信者に対する刑事罰の導入

これまで迷惑メール法に違反した送信者に対しては、総務大臣による行政命令があり、これに違反した初めて場合に罰金が科せられることとなっていたが、送信に用いた電子メールアドレス等の送信者情報を偽って送信した送信者については、直接刑事罰を科すこととした。

◆ 迷惑メール法の規制範囲の拡大

迷惑メール法の規制範囲を、個人が私的に利用している電子メールアドレスに送信された場合に加え、企業等の事業用電子メールアドレスに送信された場合まで拡大する。

◆ 架空アドレスあてのメール送信を禁止する範囲の拡大

明らかな広告宣伝メールを架空電子メールアドレスあてに送信することの禁止に加え、広告宣伝のために空メールや友人を装ったメールを架空電子メールアドレスあてに送信することも近視に。

◆ ISPによる電気通信役務の提供拒否事由の拡大

ISPが電子メールサービスの提供を拒否することができる場合はこれまで限定的に規定されてきたが、一時に多数送信された電子メールにより他の電子メールの遅延を引き起こす等正当な理由がある場合も該当することを明文化。

平成17年「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の改正 (平成17年11月1日施行)

◆ 送信者情報を偽った迷惑メール送信者に対する直罰

これまで、直罰が設けられている送信者情報偽装禁止違反で摘発された事例は3件。詳細は以下のとおり。

- ・ 2006年5月25日、千葉県警が、送信者情報を偽って広告・宣伝メールを送信した東京都内の男性(29歳)を逮捕。千葉地裁はこの男性に懲役8ヶ月の判決を下した。(送信者情報偽装禁止違反で摘発された初めての事件)
- ・ 2006年8月3日、大阪府警が、送信者情報を偽って携帯電話に広告・宣伝メールを送信した大阪市内の元会社社長(37歳)及びその部下2名を書類送検。
- ・ 2007年1月16日、千葉県警が、送信者情報を偽って公益法人のPCあてに広告・宣伝メールを送信した東京都内の会社社長(47歳)及びその部下3名を逮捕。

電気通信事業者による自主規制

1. 携帯電話事業者による自主的取組の推進

総務省では、2003年11月に携帯電話事業者とともに迷惑メール対策を検討し、各社が同様の迷惑メール対策を導入するよう要請した。

(1) 迷惑メール送信回線の停止措置

携帯電話事業者	回線停止件数
NTT DoCoMo	平成18年 12月31日現在、4,836回線を停止
KDDI (au)	平成18年 8月31日現在、42,000回線を停止
SoftBank Mobile	平成18年 10月 4日現在、20,950回線を停止

(2) 携帯電話発メール (e-mail) の送信通数制限措置

携帯電話事業者	送信通数制限の概要
NTT DoCoMo	送信可能通数を1回線1日当たり1,000通未満に制限
KDDI (au)	送信可能通数を1回線1日当たり1,000通未満に制限
SoftBank Mobile	送信可能通数を1回線1日当たり1,000通未満に制限

(3) 携帯電話発メール (SMS) の送信通数制限措置

携帯電話事業者	送信通数制限の概要
NTT DoCoMo	SMSの送信可能通数を原則として1回線1日当たり200通未満に制限
KDDI (au)	SMSの送信可能通数を1回線1ヶ月当たり3000通又は6000通未満に制限
SoftBank Mobile	SMSの送信可能通数を1回線1日当たり500通未満に制限

電気通信事業者による自主規制

2. 迷惑メール送信者情報(ブラックリスト)交換

ある携帯電話事業者から利用停止措置を受けた者が、他の携帯電話事業者に加入して迷惑メール送信を継続すること(いわゆる「渡り」行為)を防止するためには、携帯電話事業者間で迷惑メール送信者の情報を交換し、加入時の審査に活用することが重要である。

そこで、総務省では2005年10月に迷惑メール送信者情報交換の仕組みを策定し、携帯電話・PHS事業者間で2006年3月より実施が開始された。



NTT DoCoMo



KDDI

迷惑メール送信者
情報(氏名、住所
等)を交換



SoftBank Mobile

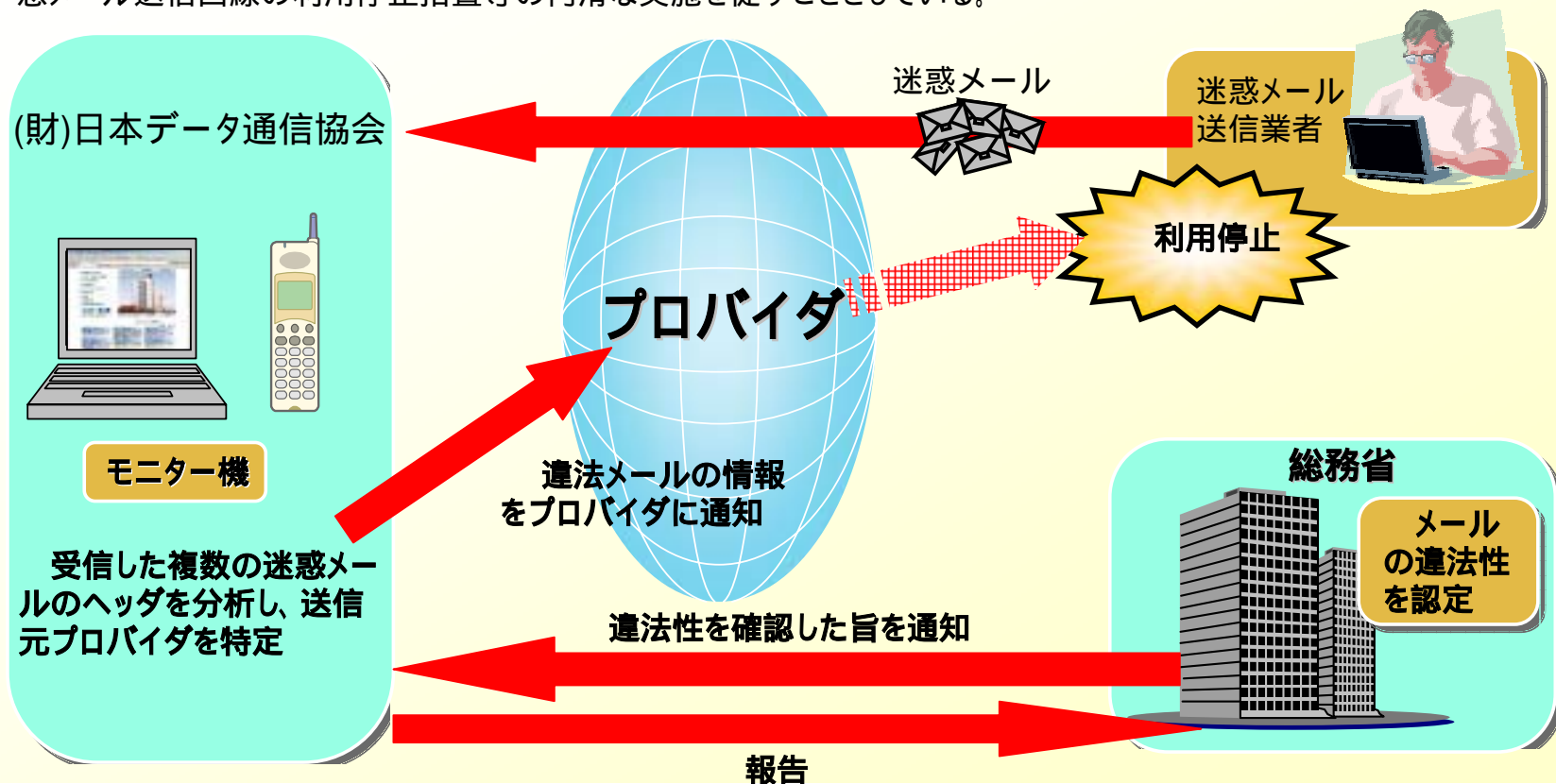


Willcom (PHS)

電気通信事業者による自主規制

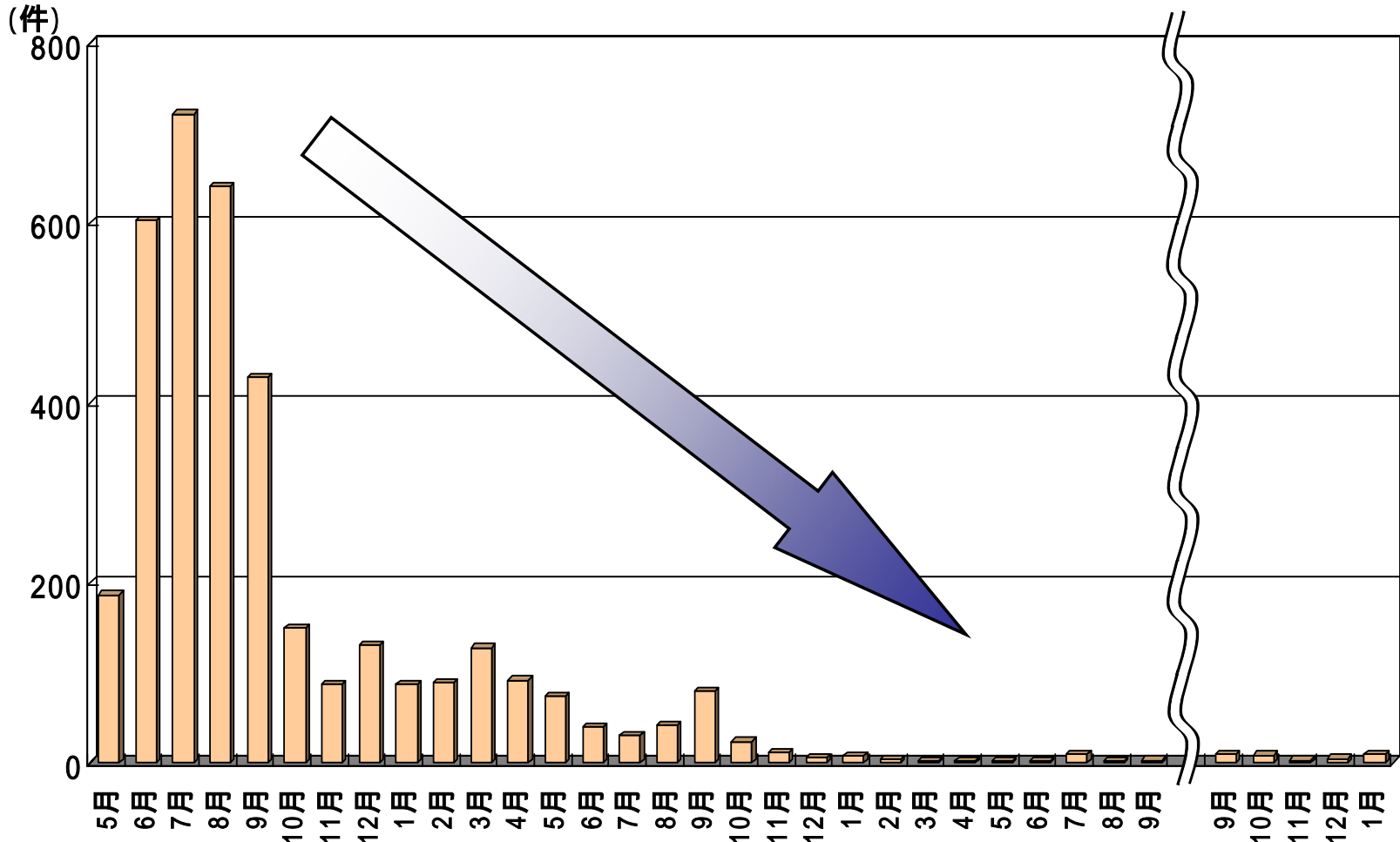
3. 迷惑メール追放支援プロジェクト

総務省は、平成17年2月から経済産業省と連携して、迷惑メール追放支援プロジェクトを開始した。迷惑メール追放支援プロジェクトでは、総務省において、モニター機((財)日本データ通信協会に設置)で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報が送信元プロバイダに通知されることにより、契約約款等に基づく迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促すこととしている。



電気通信事業者による自主規制

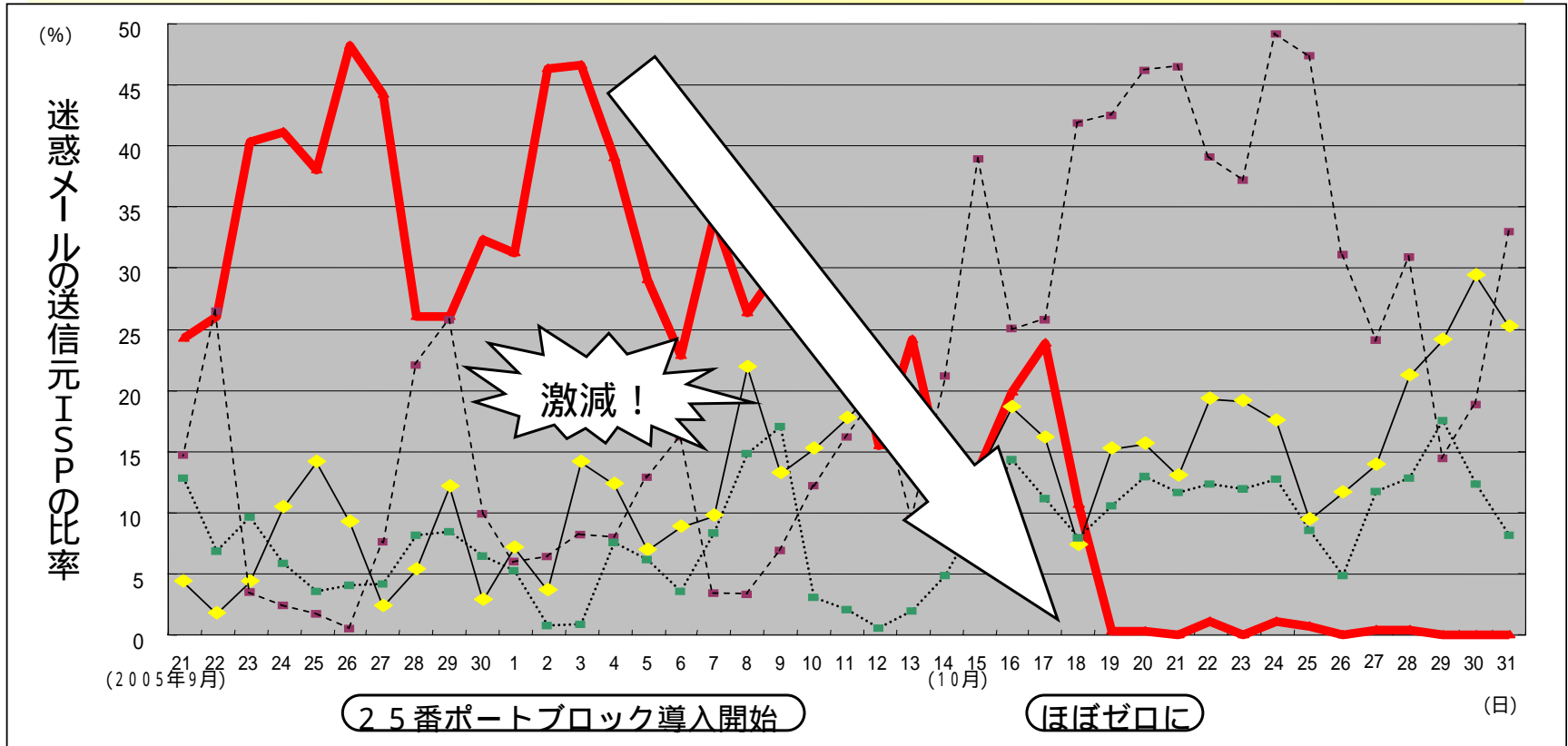
携帯電話・PHSから発信された迷惑メールの推移



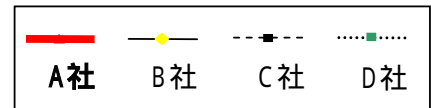
注) 迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会内に設置)において、ドメイン指定受信(携帯電話・PHS から発信されるメールのみ受信)を設定したモニター機(2台)に届いた迷惑メールを集計したもの。

有効な迷惑メール対策技術について

- 送信ドメイン認証技術
- 25番ポートブロック



注) (財)日本データ通信協会において、同協会あてに情報提供のあった携帯電話あての迷惑メール(9月21日から10月31日までに受信された約1.3万通)の送信元ISPをヘッダ情報から分析。



迷惑メール対策技術の法律的問題点 ~ 結論 ~

- 送信ドメイン認証及び25番ポートブロックは、効果的な迷惑メール対策として導入されているところ。
- 他方、上記技術の利用は、電気通信事業法に規定されている通信の秘密の保護及び役務提供における差別的取扱いの禁止に抵触する。
- しかしながら、上記技術の利用は、いずれも正当業務行為として、違法性阻却事由が認められることから、その利用は適法なものと認められる。
- 以上のように、上記技術は法的問題点についても整理できることから、ISPによる上記技術の導入の促進が図られることが望ましい。



総務省の取組

□送信ドメイン認証技術及び25番ポートブロックの適法性の公表

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eng/Resources/laws/forisp.html

□送信ドメイン認証技術及び25番ポートブロック導入の促進

利用者啓発

多面的かつ効果的な「啓発」が迷惑メール対策においては非常に重要。

1. 迷惑メール法の周知啓発

総務省では、広告宣伝業者等が合法的な広告方法、すなわち迷惑メールではない形で広告宣伝活動を行うよう、ホームページ等において迷惑メール法の詳細について紹介。

2. インターネット利用者が迷惑メール受信を防止するための方策を周知

総務省では、ホームページやパンフレット等を用いて、インターネット利用者が迷惑メール受信御防止するための方策を紹介。加えて、(財)日本データ通信協会において、電話による迷惑メール相談を実施。

3. 多面的な周知啓発

総務省では、連絡会の開催を通して、消費者団体及びプロバイダの情報共有や意見交換を実施。

国際協調

迷惑メールは国境を越えた問題であることから、国際協調が重要

(1) 多国間協力

- 「ソウル・メルボルン多国間覚書」(2005年4月～)
(迷惑メールに関する初めての国際連携)
- LAP (ロンドン・アクション・プラン)(2004年11月～)
- ITU (WSIS, workshops, etc.), APEC, OECD

(2) 二国間協力

- 総務省では、米国、イギリス、EU、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア等といった各国と二国間に会合を実施。
- 総務省では、フランス(2006年5月)、イギリス(2006年9月)及びカナダ(2006年10月)と迷惑メール対策の協力に関する共同声明に署名。